

巻頭言

建設系廃棄物のリサイクルの 今後の展望

嘉 門 雅 史



建設廃棄物のリサイクルに関する国の取組の嚆矢として、平成9年の建設リサイクル推進計画97を挙げることができる。平成12年に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、いわゆる建設リサイクル法が制定され、業界挙げての取組が進んだ。それ以降、建設リサイクル推進計画2002、2008、2014を経て、現状では建設廃棄物のリサイクル率は96%に達しているとされている。推進計画2008からは建設発生土をも含めた建設系廃棄物のリサイクルの一体的取組も進められている。

本特集は、建築・土木構造物の解体、廃材の再利用技術や工法、さらには東日本大震災による災害廃棄物や津波堆積物の収集・運搬・処理技術、除染廃棄物の適正処理など極めて多岐にわたる廃棄物への取組を取り上げた、意欲的な試みとなっている。土木施工技術の高度な対応能力を端的に示すものであろう。関係各位の災害系も含めた建設系廃棄物のリサイクル推進への尽力の成果であると深く敬意を表するものである。

建設リサイクル推進計画2014は、建設副産物実態調査（平成24年度実績）に基づいて、直近の国の施策の推進のための基本的な考え方と目標、具体的な取組等を示している。その中には建設系廃棄物の再資源化等の状況の変化を早期に確認できるように建設副産物の物流モニタリングの精緻化や、官民一体となった建設発生土のさらなる有効利用を図るマッチング制度の創設を盛り込んだ。平成29年3月には中間年としての報告がなされた。物流モニタリングについては用いるデータベース（国土交通省はe-reverse.comを使用した）によって先の実態調査結果からの乖離がみられること、電子マニフェストを扱うJWNET（日本産業廃棄物処理振興センター）が利用割合を平成28年度に50%にまで拡大するという環境省の目標設定で取り組んでいるが、現状は47%に留まっていること等もあって、整合性の取れた物流モニタリングには至っていないことが判明している。データベース間でカバーする範囲に差があることが原因の一つと推測されるので、統合化の推進が重要な課題であろう。

建設発生土については、JACIC（日本建設情報総合センター）を通じて官民マッチングが試行的に実施されている。平成29年2月末時点で公共216機関、民間89社の参画に留まっており、今後さらなる拡大が求められる。建設発生土は建設工事量に比例して増大することが明白であり、行き場のない建設発生土が不適正処分され、環境劣化を来さないように、全ての関係者の積極的な取組が必須であろう。

廃棄物の不適切処理としての不法投棄量は総量が低減しているものの、業種間割合で建設業が依然として約8割を占めている。建設混合廃棄物の排出先として大きなウエイトを占め、長く懸案事項とされた解体業の独立が、平成28年6月から建設業法上に位置付けられた。現在280万tの建設混合廃棄物排出量の86%が建築工事（大半が民間）によっており、地域による再資源化等率にも差があることから、今後の解体業としての適切な運営が期待される。

東日本大震災で2000万 m^3 に及ぶ災害廃棄物や津波堆積物が発生したが、適正な分別と復興資材化への取組によって、ほぼ対応が終了している。これらの施策は災害多発時代における事前復興施策としても整備が進みつつあり、例えば熊本地震での災害廃棄物対策へと展開されていることは特筆されるべきであろう。また、放射能に汚染された除染廃棄物の処理は今後も重要な課題であり、1000万 m^3 以上にも及ぶ除去廃棄物の適正管理は国全体の課題として今後も関わっていかねばならない。

建設系廃棄物のリサイクルについては、兼ねてから広報が重要であることから、建設リサイクルの見える化を積極的に進めるように提言したが、建設業界でのIoTやAI化の導入が大規模に実施されていることのPRを含めて今後リサイクルのさらなる活性化によって、廃棄物の処理という視点から新たな循環資材の提供に基づいて環境創造に積極的に取り組んでいる姿勢を示すことが大切であろう。今後ますますの発展を期待したい。